

## 保険給付金の取り扱いの変更について

### ( 個人口座への振り込み )

保険給付金について、まとめて各事業所へ送金しているところですが、今年度から被保険者個人の銀行口座への振り込みに変更をします。

1. 変更年月日・・・・・・・・・・令和3年4月1日
2. 給付金支給（振込）日・・・・毎月25日（10日の支給日は廃止します。）
3. 保険給付金支給方法・・・・被保険者の登録口座へ振り込みます。  
※ 被扶養者の口座には振り込みません。
4. 口座登録・・・・・・・・給付金のある人から登録します。（下記①～③）  
以降、変更の申し出がない限り当該口座に振り込みます。
  - ① **限度額認定証の申請時に登録**  
限度額認定証申請書に欄を設けあらかじめ登録します。
  - ② **保険給付金請求書に記載**  
傷病手当金や出産手当金などの所定欄に記入し登録します。
  - ③ **健保が照会、登録票の提出を求めます。**  
一部負担還元金などの自動計算・自動払いの場合は対象者に健保が照会をします。

※ 登録口座は変更可能です。  
登録口座変更の届出をする必要があります。（変更登録）